

## みやぎの施設園芸ネクストステージ事業実施要領

### (趣旨)

第1 この要領は、みやぎの施設園芸ネクストステージ事業（以下「本事業」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。本事業は高度環境制御機器等の園芸DXによる生産性向上を図るための事業計画を知事が認定し、事業実施に必要な経費の一部を補助することで、先行する園芸DXの優良事例を横展開し、施設園芸の高度化と農業生産額の増大を目的とする。

### (定義)

第2 この要領において知事が認定する事業計画を「みやぎの施設園芸ネクストステージ事業実施計画」（以下「事業実施計画」という。）という。

2 この要領において農業法人の定義は別表1のとおりとする。

### (事業の内容)

第3 本事業の事業タイプ、内容、事業実施主体、採択要件等は、別表2のとおりとする。

### (申請)

第4 本事業に基づく事業実施計画認定を希望する事業実施主体（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号により知事に申請を行うものとする。

2 前項の規定による申請の提出期限は、知事が別に定めるものとする。

### (事業審査会の設置)

第5 知事は、事業実施計画の審査に当たって、みやぎの施設園芸ネクストステージ事業審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとし、その設置に関しては別に定める。

### (審査)

第6 知事は、第4の申請を受理したときは、速やかに内容を調査し、その事業実施計画の審査を審査会に依頼するものとし、その審査方法については、別に定める。

2 前項の規定による審査は、次に掲げる事項について審査するものとする。

- (1) 事業内容の妥当性及び実現可能性
- (2) 事業の成長性及び目標達成の可能性
- (3) 生産・販売計画及び収支計画の妥当性
- (4) 資金計画の妥当性
- (5) その他必要と認められる事項

3 審査会の開催に当たっては、事前に審査会に附す事業実施計画を決定するための予備審査を実施することができ、その方法は別に定める。

4 予備審査及び審査会において、申請内容に虚偽が認められた場合は申請を差し戻すことができる。

### (認定)

第7 知事は、第4の規定により申請があった場合は、第6第2項の規定による審査結果に基づき、認定するときはその認定を申請者に通知し、認定しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

### (支援施策等)

第8 第7の規定により知事の認定を受けた事業実施主体（以下「認定事業実施主体」という。）は、別に定めるところにより、みやぎの施設園芸ネクストステージ事業費補助金を申請するこ

とができるものとする。

#### (事業の着手)

第9 事業の着手(施設及び機械等の入札・発注を含む。)は、原則として当該事業に係る補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により補助金の交付決定前に着手する場合には、認定事業実施主体は、あらかじめ知事の適正な指示を受けるとともに、別記様式第2号により届け出るものとする。この場合、認定事業実施主体は、当該補助金交付決定の通知までのあらゆる損失等は自らが負担することを了知の上で行うものとする。

2 認定事業実施主体は、補助金の交付決定前に事業に着手した場合には、補助金交付申請書に着手年月日を記入するものとする。

#### (事業の指導推進)

第10 県は、事業の円滑かつ適正な推進を図るため、指導推進体制を整備し、事業実施主体等との間に緊密な連携を図りながら、他の計画、事業との整合及び関連に配慮するとともに、必要な指導及び助言を行うものとする。

2 地方振興事務所は、農業改良普及センター等関係地方機関及び関係農業団体との緊密な連携の下に、事業の円滑かつ適正な推進に努めるものとする。

#### (事業計画の変更等)

第11 認定事業実施主体は、やむを得ない事情により認定を受けた事業実施計画の内容を変更する場合には、事前に知事の適正な指示を受けるとともに、その理由を明記し、別記様式第3号により知事に承認を受けるものとする。

2 認定事業実施主体は、事業実施計画全体に著しい変更を及ぼさない軽微な変更であっても、認定を受けた事業実施計画の内容に変更が生じる場合には、あらかじめ知事の適正な指示を受けるとともに、その理由を明記し、知事に報告するものとする。

3 認定事業実施主体は、事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、事前に知事の適正な指示を受けるとともに、その理由を明記し、別記様式第4号により知事の承認を受けるものとする。

4 知事は、第7の規定により認定を受けた事業実施計画に虚偽の記載があった場合又は当該認定を受けた事業実施計画に従って事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

#### (報告及び調査)

第12 認定事業実施主体は、補助金の交付決定のあった年度の11月30日現在の事業実施計画の実施状況を、翌月20日までに知事に報告するものとする。

2 知事は、前項の報告を受け事業実施計画に遅れや問題が生じていると認めるときは、当該認定事業実施主体に対して助言等を行うことができるものとする。

3 知事は、特に必要と認めた場合には、認定事業実施主体に対して遂行状況等を明らかにするために、関係帳簿その他必要な書類の調査を行うことができるものとする。

#### (実績報告)

第13 認定事業実施主体は、補助事業を完了したときは、完了の日から一か月を経過した日又は事業実施年度の3月5日の早い期日までに、みやぎの施設園芸ネクストステージ事業費補助金交付要綱第7に定める補助事業実績報告書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げることができる。

(事業実施状況の報告等)

- 第14 認定事業実施主体は、事業実施後5年間、11月30日現在の事業実施状況を別記様式第5号により、12月20日までに知事に報告するものとする。
- 2 知事は前項の規定により報告を受けた場合、その内容を点検評価し、必要に応じて事業実施状況報告の継続を求めるなど、事業実施主体を指導できるものとする。

(書類の提出経由)

- 第15 この要領により知事に提出する書類は、事業実施箇所を所轄する地方振興事務所長（以下「所長」という。）を経由するものとし、所長はその写しを保管するものとする。
- 2 事業実施箇所が複数の圏域にまたがる場合は、その主たる事業実施箇所を所轄する所長を経由するものとする。

(その他)

- 第16 この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月10日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和7年3月31日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表1 (第2第2項関係)

「農業法人」の定義

農業法人						
農事組合法人 (農業協同組合法)		会社法人 (会社法)				
(1号法人) 農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を行う法人	(2号法人) 農業経営を行う法人	株式会社		持分会社		
		株式の譲渡制限のあるものに限る	有限会社 (会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)	合名会社	合資会社	合同会社
農地所有適格法人 (農地法)						

(参考)

農業法人：

法人形態によって農業を営む法人。農業に併せ農作業の請負や農産加工など農業に付随する事業も併せて行う法人も含む

農事組合法人：

農業協同組合法(第72条10)に規定される組合型の法人。農業生産活動の共同化により、組合員の共同利益を増進することを目的とした法人

1号法人：機械・施設等を共同利用するために設立した法人(農地所有適格法人の要件を満たさなくてもよい。)

2号法人：農業経営を行う法人

農地所有適格法人：

農地法上で規定された名称。下記4つの要件のすべてを満たしていること(農地法第2条第3項)

【法人の組織】

農事組合法人(2号法人)、株式会社(公開会社でないものに限る。従前の有限会社が含まれる)、持分会社(合名会社、合資会社、合同会社)のいずれかであること

【事業の限定】

主たる事業(総売上高の半分以上)が農業(関連事業を含む)であること

【構成員の資格】

その法人に農地等の所有権若しくは使用収益権を移転・設定した個人、その法人の農業(関連事業を含む。)の常時従事者(原則150日以上従事)、地方公共団体、現物出資を行った農地保有合理化法人又は農業協同組合等、法人の行う事業に係る物資や役務について継続的取引関係にある個人及び法人、法人の事業に寄与する者

【役員に関する要件】

役員は、法人の行う農業(関連事業を含む)に常時従事する構成員であり、役員または重要な使用者のうち、1人以上が、その法人の行う農業に必要な農作業に従事する者(原則60日以上従事)であること

農地：

農地法で定義される耕作の目的に供される土地

別表2 (第3関係)

事業名	事業タイプ	事業実施計画の内容	事業で整備できる内容	事業実施主体	採 択 要 件	
みやぎの施設園芸ネクステージ事業	共通事項	高度環境制御機器等の園芸DXによる生産性向上等の優良事例を横展開し、施設園芸の高度化と農業生産額の増大を図るもの	事業実施計画の達成に必要な施設及び機械等の整備又は取得		以下の要件をすべて満たした事業実施計画を策定し、知事の認定を受けること。  1 地域の活性化に寄与する取組であること。 2 施設及び機械等の整備又は取得と併せて、支援機関の技術や経営面、人材育成等の支援等を受けること。 3 生産販売計画、収支・資金繰り計画、施設及び機械等の整備又は取得計画が適切なものであること。 4 下記園芸DX技術のうち、①を導入する場合、みやぎ環境制御技術交流ネットワーク（令和3年7月28日設立）に加入するなど、環境制御技術セミナー等に積極的に参加し、環境制御技術の向上に努めること。また、知事から環境制御装置等で記録したデータの提供依頼を受けた際は応じること。	
	1 園芸DXハウス整備型	園芸DX技術を有する施設等の整備により、より効率的かつ生産性が高く、売上額や収益向上を見込むもの	下記園芸DX技術のうち、①を必須とし、かつ②から⑩までのいずれか1つ以上の技術を有する施設の整備	県内に本店を有する農業法人	【必須要件】 事業対象となる事業投資額（総事業費）が概ね30,000千円以上であること。	【選択要件】 以下のいずれかの項目を満たす計画を作成すること。 1 年間売上額が補助額の50%以上（千円未満切り捨て）増加 2 単位面積当たりの収量が10%以上向上 3 本事業で整備する施設及び機械等が関連する工程の作業時間が20%以上削減
			下記園芸DX技術のうち、①を必須とし、かつ②から⑩までのいずれか1つ以上の技術を有し、個人に貸し付けることを目的とした施設の整備	県内に拠点を置く農業者の組織する団体（農業協同組合、農業協同組合連合会、特定農業団体、その他農業者の組織する団体）		
	2 園芸DX機器整備型	園芸DX技術を有する機械等の整備により、より効率的かつ生産性が高く、売上額や収益向上、労働時間や生産コストの縮減を図るもの	下記園芸DX技術のうち、①から⑩までのいずれか1つ以上の技術を有する機械等の取得	県内に本店を有する農業法人	【必須要件】 事業対象となる事業投資額（総事業費）が概ね2,000千円以上であること。	
	(注意事項)		1 以下に該当するものは対象外とする。 ・汎用性の高い機械等 ・土地の取得及び造成、水道引き込み工事、下水道工事、電源1次工事、届出費及び検査費等 ・消火器、標識設備工事、届出費及び検査費等 ・修繕、更新及び移設費用 ・生産に使用しない施設及び機械等 2 中古の施設及び機械等を整備又は取得する場合、残存耐用年数が5年以上あり、耐用年数の保証があること。	以下の条件を満たすこと。 1 農地を利用する場合は、交付決定前に農地所有適格法人又は認定農業者の要件を満たすこと。ただし、交付決定前に事前着手する場合は、交付決定前着手届の提出前に農地所有適格法人又は認定農業者の要件を満たすこと。（農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合はこの限りでない） 2 事業実施年度において農業法人を設立、登記する場合は、交付決定前に商業・法人登記を完了していること。ただし、交付決定前に事前着手する場合は着手前に商業・法人登記を完了していること。		

【園芸DX技術】  
 ①高度環境制御（遠隔操作可能なものに限る） ②ロボット防除 ③ロボット収穫 ④AGV（無人搬送車） ⑤スマート選果 ⑥多点計測センサー ⑦培地重量センサー ⑧CO<sub>2</sub>濃度施用  
 ⑨日射比例灌水 ⑩その他、園芸DXに資する技術